

# 津市視覚障害者タクシー料金助成事業実施要綱

平成19年3月30日訓第10号

改正 平成22年3月10日訓第9号  
平成24年3月31日訓第16号  
平成25年3月29日訓第22号  
平成26年10月31日訓第124号  
平成29年3月31日訓第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の視覚障害者（以下「視覚障害者」という。）の経済的負担の軽減を図り、及び社会的活動を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき、視覚障害者が、タクシーを利用する場合において、その乗車料金の一部を助成する事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する20歳以上の在宅の視覚障害を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳に記載されている当該障害に係る障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表級別の欄の1級のもののうち、所得税が非課税であるもの（津市障害者等交通サービス支援事業実施要綱（平成18年津市訓第130号）による助成を受けている者を除く。）とする。

(助成額)

第3条 タクシーの乗車1回当たりの助成の額は、次条第2項の規定により交付する視覚障害者タクシー乗車券（第1号様式。以下「乗車券」という。）を使用した枚数に700円を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、タクシーの乗車1回当たりの乗車料金の額が、使用した乗車券の枚数に700円を乗じて得た金額に満たない場合については、当該乗車料金の額を助成するものとする。

(申請及び交付)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、視覚障害者タクシー料金助成申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、申請者が対象者であると認めるときは、乗車券を年度当たり48枚(年度の途中で申請があった場合にあつては、申請のあった日の属する月からその日が属する年度の3月までの月数に4を乗じて得た枚数)交付するものとする。

3 前項の規定により交付した乗車券は、再交付しないものとする。

(利用方法)

第5条 前条第2項の規定により乗車券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該乗車券の交付を受けた日の属する年度の末日までの間においてタクシーに乗車する際に当該乗車券を利用することができる。

2 乗車券は、タクシーの乗車1回につき、複数枚利用することができる。

3 乗車区域は、原則として本市の区域内とする。

(利用できるタクシー)

第6条 利用者が利用できるタクシーは、次の各号のいずれかに該当する者で、本市の区域内に営業所を有し、この事業の趣旨に賛同するもの(以下「協力機関」という。)のタクシーとする。

(1) 一般社団法人三重県タクシー協会に加盟している者

(2) 業務の範囲が患者等輸送事業の対象となるケア輸送サービスの範囲に限る一般旅客自動車運送事業について、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けたもの

(身体障害者手帳の携行)

第7条 利用者が、協力機関のタクシーに乗車する場合において乗車券を利用するときは、必ず身体障害者手帳を携行し、乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

(乗車料金の支払方法)

第8条 利用者は、協力機関のタクシーに乗車した場合においては、乗務員に対し、乗車料金から使用する乗車券の枚数に700円を乗じて得た金額を控除して得た額を支払うとともに、乗車券を手渡すものとする。ただし、当該乗車料金が使用する乗車券の枚数に700円を乗じて得た金額に満たない場合にあつては、当該乗務員に対し、乗車券を手渡すのみとする。

(協力機関からの請求)

第9条 協力機関は、利用者から受け取った乗車券を毎月取りまとめの上、翌月15日までに、利用者に代わって、助成金を市長に請求するものとする。

(協力機関への支払)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を協力機関に対し支払うものとする。

(届出の義務)

第11条 利用者は、対象者でなくなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(不正利用等の禁止)

第12条 利用者は、乗車券を有効期間後に利用し、又は他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、利用者が不正の行為によりこの要綱による助成を受けたとき、又は前条の規定に違反したときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日訓第9号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日訓第16号)

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓第22号)

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日訓第124号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓第36号)

1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の津市視覚障害者タクシー料金助成事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る助成について適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

第1号様式（第3条—第5条、第7条—第9条、第12条関係）

視覚障害者タクシー乗車券 700円

(通し番号)

乗車年月日	年 月 日
乗車料金	円
協力機関名	
台帳番号	

タクシーの乗務員の方へお願い

この乗車券の提示があったときは、本券を切り離し、タクシーの乗車料金から利用者が使用した枚数に700円を乗じた額を差し引いた額を、利用者に請求してください。なお、乗車料金が、使用した枚数に700円を乗じて得た額に満たない場合は、釣銭は支払わないでください。

有効期限 年 月 日

津市長 (氏 名) 印

第2号様式（第4条関係）

視覚障害者タクシー料金助成申請書

年 月 日

（宛先）津市長

タクシー料金の助成について次のとおり申請します。

氏 名	⑩	電 話	
住 所			
障害者手帳 番 号	県第 号 （ 種 級）		

（同意書） 私は、この申請書に係る事務を行うため、私に関する個人情報（住民基本台帳情報及び税情報）を利用することに同意します。 年 月 日 氏 名 ⑩	
---	--

※ 処理欄（以下は記入しないでください。）

交付年月日	交 付 資 格 審 査		備 考	
	資 格 有			資 格 無
	交付年月日	台帳番号		<input type="checkbox"/> 所得制限 <input type="checkbox"/> そ の 他
. .	. .			